

## < 入札公告 兼 入札説明書 >

次のとおり案件番号「工四 6119」の工事について条件付き一般競争入札を行います。

令和 4 年 7 月 5 日

公益財団法人神奈川県下水道公社  
理事長 中村正樹

### 1 競争参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請（入札参加申込）期限日（申請期間の末日）から落札決定までの全期間にわたって、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します。

#### (1) 各工事に共通する事項

ア 神奈川県の競争入札参加資格者名簿（当該工事に係る業種）に登載されている者であること。

イ 発注工種に係る建設業法第 26 条の技術者を配置できる者であること。

ウ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

オ 2 年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

カ 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

キ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

ク 事業税、消費税、地方消費税を滞納していない者であること。

ケ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建設業の許可（当該工事に係る業種）を受けていること。

コ 公益財団法人神奈川県下水道公社の契約に関して契約違反をし、指名停止中の者でないこと。

#### (2) 工事別事項

「工事別発注概要書」に記載のとおりです。

### 2 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、入札参加申込書（様式第 1 号）正副 2 部を「工事別発注概要書」に記載した期限までに神奈川県下水道公社総務課へ提出してください。

### 3 入札参加申込書確認通知

入札参加申込書副本を「工事別発注概要書」に記載した期限までに通知します。

ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

#### 4 入札及び開札

##### (1) 入札方法

ア 入札は、紙入札で実施します。

(入札書等の様式については、公社ホームページの入札情報の「様式等」の共通様式「入札時」を参照してください。)

イ 入札は、入札書を持参いただく対面による入札（入札書持参方式）としますが、当公社が事情やむを得ないものと認めた入札参加者に限り、入札書を郵送いただく入札（入札書郵便方式）を有効とします。

##### (2) 開札予定日時及び開札場所

「工事別発注概要書」に記載のとおりです。

##### (3) 開札の方法

ア 入札書持参方式による入札参加者の入札回数は3回までとします。入札書郵便方式による入札参加者の入札回数は1回とします。

なお、同一の入札において、入札書持参方式による入札参加者と入札書郵便方式による入札参加者が混在する場合においても、入札書郵便方式による入札参加者の入札回数は1回となります。

イ 1回目の開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは再度入札を当日会場にて2回まで行います。

ウ 1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者、1回目の入札で失格となった者又は入札書郵便方式により入札に参加した者は再度入札に参加することはできません。

エ 開札前の辞退は認めます（辞退届の提出が必要となります）。

オ 入札書郵便方式においても、入札書持参方式と同様に立会者をおきます。

##### (4) 入札する金額及びその他の注意事項

ア 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記載してください。（落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。）

イ 入札参加者は、入札公告兼入札説明書及び設計図書等、契約書（案）及びその他の添付書類をよく読んだ上で入札してください。

なお、入札公告兼入札説明書及び設計図書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできません。

ウ 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

エ 入札を辞退する場合は、書面で郵送により、辞退届を入札日までに提出しなければなりません。ただし、辞退届を提出した後は辞退届の撤回を行うことはできません。辞退届の提出がない場合は、無断欠席したものとみなします。

オ 入札参加者またはその代理人は、本業務に係る入札について他の入札参加者の代理人になることはできません。

カ 入札書持参方式による入札参加者は、必ず指定した日時にお集まりください。なお、代表者以外の方が入札に出席する場合は、代表者からの委任状が必要となります。当日定刻までに出席が確認できない場合には欠席とみなします。また、身分を確認するために身分証明書が必要となります。

キ 入札書郵便方式による入札参加者は、入札書を「工事別発注概要書」に記載した開札予定日の前日までに、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、封筒の表書きに「入札書在中：案件番号工四 6119」と朱書きで記載して、入札担当部署（総務課）へ送付してください。

#### (5) 入札の無効

入札で次の一に該当するものは、これを無効とします。

- ア 入札公告兼入札説明書に示した競争入札参加資格を満たさない者が行った入札
- イ 入札者等の記名押印のないもの及び記載事項（金額を除く。）を訂正する際に訂正印がないもの
- ウ 金額を訂正したものあるいは金額の記載が不鮮明なもの
- エ 誤字・脱字等により意思表示が不明確なもの
- オ 件名・入札日等記載もれがあるもの
- カ その他入札に関する条件に反した入札

#### 5 落札候補者及び落札者の決定

- ア 本入札には最低制限価格を設けません。
- イ 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。ただし、最低入札価格が予定価格の 50%に満たない場合を低価格入札とします。低価格入札の場合には調査を実施し、適合した履行がなされると認めるとき、落札候補者とします。落札候補者に対し入札参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。
- ウ 審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと確認されたときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。
- エ 最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者について審査をした上で、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。  
なお、入札書郵便方式により入札を行った者のくじ引きは、当公社職員が行います。
- オ 落札者を決定した場合、入札結果を公社ホームページへ閲覧に供します。

#### 6 低価格入札の場合の措置

前記「5」の「イ」ただし書に掲げる予定価格の 50%に満たない入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、適合した履行がなされないおそれがないか、入札者から事情聴取、関係書類の確認等の必要な調査を行い、落札候補者を決定します。

入札者は開札日から 7 日以内に次の必要書類を設計担当部署に提出してください。（提出方法は、設計担当部署に予め電話連絡のうえ、指示に従ってください。）

- (1) 「低入札価格報告書」（次の書類を併せて提出すること。）
  - ・当該価格で入札した理由
  - ・積算内訳書
  - ・その他自らが必要と認める書類
- (2) 「履行確認書」（低入札価格調査により適合した履行がなされると認めるときに提出すること。）

なお、この調査期間に伴う当該工事の工期延期は原則として行わないものとします。当該調査対象工事の契約後は、品質の確保を図るため、現場確認等を強化するとともに、

必要に応じて中間技術検査を実施するものとします。

(低入札価格調査に関する詳細については公社ホームページの入札情報の「入札要領」の「低入札価格調査取扱要領」を参照してください。)

## 7 落札候補者の提出書類

落札候補者に決定した者は、翌開庁日の午後 5 時までに入札担当部署あて予め電話連絡のうえ、次の必要書類をパスワードを付した PDF ファイルに変換し、電子メールに添付して提出してください。なお、郵送を希望される場合は、入札担当部署あて電話連絡のうえ、指示に従ってください。(公社ホームページの入札情報の「様式等」を参照)

- (1) 入札参加資格要件審査書類
- (2) 入札参加者の概要
- (3) 競争入札参加資格認定通知書 (写し)  
(「細目」が参加条件にある場合は、「申請業種情報」を添付すること。)
- (4) 同種の契約実績 (同種工事の契約書 (写し)、内訳書、仕様書等を添付すること。)
- (5) 建設業許可証明書 (写し)
- (6) 競争参加資格確認申請期限において、健康保険、年金保険及び雇用保険 (以下「社会保険等」という。) に加入していることを確認するため、最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(経営事項審査受審後に加入した場合は加入を確認できる書類) (写し)
- (7) 配置予定技術者届
- (8) その他 「工事別発注概要書」等により指示があった書類

## 8 入札に要する費用

入札参加者が本件入札に関して要する費用については、当該入札参加者の負担とします。

## 9 入札保証金及び契約保証

- (1) 入札保証金は、免除します。
- (2) 落札者は契約金額の 10 分の 1 に相当する金額以上の保証 (金融機関・保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証、又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結) を付すものとします。  
(ただし、請負金額が 300 万円未満の場合は不要です。)

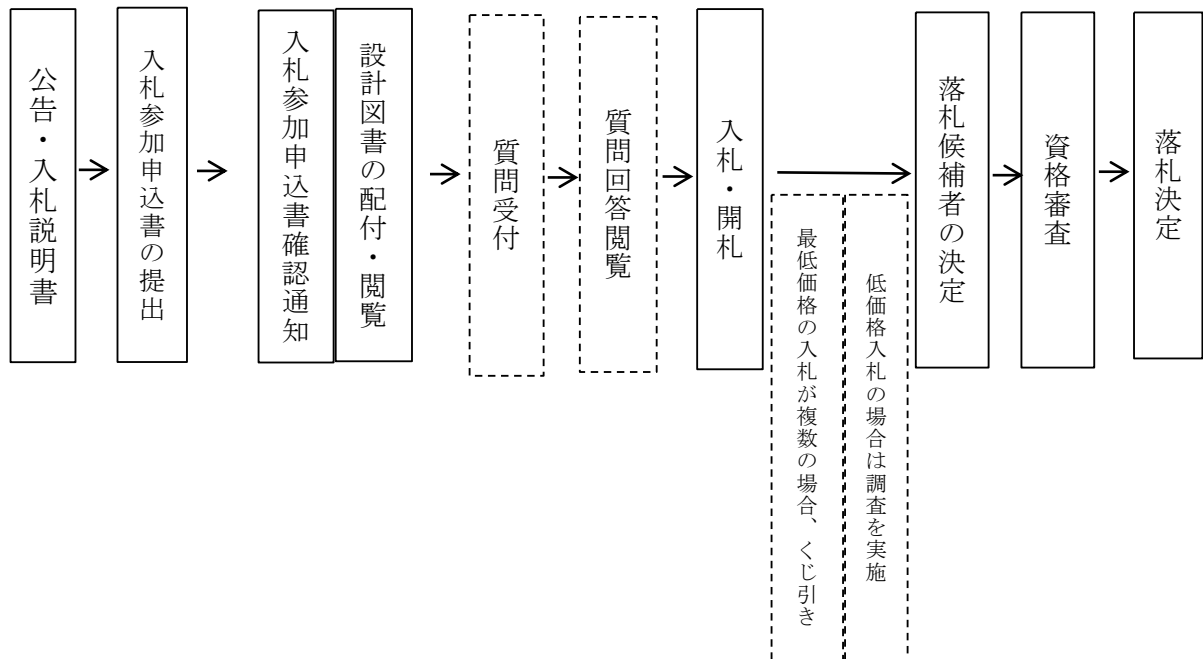
## 10 その他

- (1) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。
- (3) 本契約は、当公社理事長が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。
- (4) 契約書は、契約書(案)をもとに作成するものとします。
- (5) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (6) 入札金額の算出にあたっては、設計図書中の設計書を優先することとします。
- (7) 落札者が決定通知のあった日から 7 日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。
- (8) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該

入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

- (9) 開札した後であっても、契約が確定する前に、発注者による入札執行手続きの誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。
- (10) 前各号に定めるもののほか、公益財団法人神奈川県下水道公社財務規程(昭和 55 年規程 9 号)及び競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和 40 年神奈川県規則第 106 号）の定めるところによります。

## 11 手続きの流れ



工事別発注概要書

案 件 番 号	工四 6119	
工 事 名 (件 名)	四之宮水再生センター 2、3号焼却設備修理工事	
履 行 場 所	四之宮水再生センター (神奈川県平塚市四之宮四丁目 19 番 1 号)	
工 事 内 容 及 び 契 約 等 の 条 件 等	工 事 内 容 : 設 計 図 書 に よ る。 契 約 等 の 条 件 : 入 札 公 告 兼 入 札 説 明 書、設 計 図 書 等 及 び 契 約 書 (案) に よ る。	
工 種	機械器具設置工事	
履 行 期 間	契約日から令和 5 年 3 月 10 日	
最 低 制 限 価 格	設定しない。 ただし、低価格入札の場合 (予定価格の 50%に満たない場合) には調査を実施し、適合した履行がなされると認めるとき落札候補者とします。 低価格入札の場合の調査については、公社ホームページの「入札情報」の「入札要領等」の「低入札価格調査取扱要領」を参照してください。	
競 争 参 加 資 格	企 業 形 態	単体企業
	登 録 業 種	機械器具設置
	知事が認定した 等級格付 (又は 総合点数) 及び 所在地等	総合点数が「1,000 点」以上であること。
	同種工事の実績	下水処理場における焼却設備の同種工事の施工実績があること (過去 10 年以内)。

<p style="text-align: center;">配 置 予 定 技 術 者</p>	<p>ア 次の要件をすべて備える主任技術者又は監理技術者を施工現場に配置すること。(ポンプ、ゲート等の工場製作期間を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、営業所の専任技術者でないこと。</li> <li>・監理技術者の場合は、上記「工種」に係る監理技術者資格者証を有すること。また、監理技術者講習終了証の交付を受けていること。</li> <li>・主任技術者の場合は、上記「工種」に係る資格を証明できる書類(技術検定合格証明書等)を有すること。</li> <li>・競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</li> </ul> <p>イ 技術者が建設業法施行令第 27 条の規定(請負金額が 3,500 万円以上(建築一式工事は 7,000 万円以上))により専任であることを要する場合に限り、次の要件を備えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の直接的かつ恒常的な雇用関係については、3 か月以上の期間を有すること。</li> <li>・契約時に他の工事(※1 を適用する場合は当該工事以外の工事)に従事していないこと。(工場製作期間がある工事を除く。)</li> </ul> <p>※1 主任技術者については、一定の条件を満たす工事において、兼務が認められます。(兼務の相手方とする工事は、公益財団法人神奈川県下水道公社発注の工事に限りです。)</p> <p>兼務を希望する場合は、落札候補者の資格審査書類として、「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出してください。</p> <p>また、主任技術者が兼務を行う工事、かつ、主任技術者と現場代理人が同一人物の場合においては、一定の条件において、現場代理人の兼務が認められます。</p> <p>条件については、原則として、神奈川県の条件に準ずるものとします。詳細については、県のホームページにある「配置予定技術者(主任技術者等)の専任要件の緩和について」をご覧ください。</p> <p>※2 他の入札案件を落札したこと等により予定の技術者を配置できなくなった場合は、落札候補者として審査書類を提出するまでに連絡してください。なお、配置予定技術者が契約時に他の工事に従事していることが確認された場合は、契約を締結できない場合があります。</p>
<p style="text-align: center;">現 場 代 理 人</p>	<p>本件工事の契約金額(税込み)が 2,500 万円(建築工事にあつては 1,000 万円)未満で、次の 1 から 4 の条件のすべてを満たす場合には、現に他の工事の現場代理人である者を、本件工事の現場代理人として兼務させて配置することができます。(兼務は 2 件まで。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この工事に連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員は工事現場に滞在し、発注者との連絡に支障をきたさないようにすること。</li> <li>2 現に現場代理人である工事は、公益財団法人神奈川県下水道公社発注の工事であること。</li> </ol>

	<p>3 現に現場代理人である工事の契約金額（税込み）は、2,500 万円（建築工事にあつては 1,000 万円）未満であること。</p> <p>4 現に現場代理人である工事の発注者が、この工事の現場代理人兼務を承認すること。</p> <p>現に現場代理人である者を本件工事の現場代理人として兼務させて配置する場合は、落札候補者の資格審査書類として、「現場代理人兼務届」を提出してください。なお、2,500 万円（建築工事にあつては 1,000 万円）以上の工事においても、一定の条件において、現場代理人の兼務が認められますので、詳細については、配置予定技術者欄の「※1」を参照してください。</p>
労働福祉	退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している者（経営事項審査対象であるものに限る。）又は、中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結していること。
社会保険等	<p>社会保険等に加入している者であること。</p> <p>（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務がない者を除く。）</p> <p>また、原則として、社会保険等未加入業者を一次下請契約の相手方とすることを禁止します。</p>
事後審査	有
入札参加申込書等提出期限及び通知日	<p>提出期限 <b>令和 4 年 7 月 11 日（月）午後 4 時 30 分まで</b></p> <p>※入札参加希望者は、入札参加申込書（様式第 1 号）正副 2 部を神奈川県下水道公社総務課まで、郵送により、提出して下さい。</p> <p>なお、やむを得ない事情がある場合は、ファックスによる提出を可としますが、この場合であっても確認通知日の前日まで必着により郵送願います。</p> <p>確認通知日 <b>令和 4 年 7 月 13 日（水）まで</b></p> <p>※入札参加申込書副本を通知いたします。</p> <p>ただし、競争参加資格「有」と通知された場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった場合は入札を無効としますので注意してください。</p>
設計図書等の取得方法等	<p>【郵送にて CD-R で配付する】</p> <p><b>令和 4 年 7 月 12 日（火）より、競争参加資格「有」と通知された方に対し、CD-R で郵送します。</b></p> <p>ア 未開封の <b>CD-R</b>（700MB）と交換となりますので、必ず新品の未開封 <b>CD-R</b> を開札予定日までに返送してください。（入札書持参方式による入札参加者は、入札時に持参してください。）</p> <p>イ 設計図書等の閲覧は、質問回答期日まで入札担当部署でできます。ただし、複写、貸出は行いません。</p>



<p>設計図書に関する 質問及び回答</p>	<p>質問期限内に「質問書」を下記のアドレスにメールしてください。  (質問書の様式については、公社ホームページの入札情報の「様式等」の共通様式「入札参加時」からダウンロードしてください。)  ※「質問書」の「質問事項」は、原則公開となりますので、「質問事項」に会社名等を記載しないようご注意ください。  メールアドレス <a href="mailto:situmon@kanagawa-swf.or.jp">situmon@kanagawa-swf.or.jp</a></p> <p>質問期限 令和4年7月20日(水)午後3時30分まで  回答日 令和4年7月25日(月)午後5時15分まで  ※ 質問に対する回答は、当公社ホームページに掲載します。  ※ 質問しなかった方も必ず確認してください。質問に対する回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。</p>
<p>入札及び開札</p>	<p>入札は、紙入札で実施します。  (入札書等の様式については、公社ホームページの入札情報の「様式等」の共通様式「入札時」を参照してください。)</p> <p>開札予定日時  <b>令和4年8月1日(月)午前9時30分</b>  ※やむを得ない事情により、開札日時を変更する場合があります。変更した開札日時は、入札参加者(辞退した者を含む)に予め連絡します。</p> <p>開札場所  公益財団法人神奈川県下水道公社(平塚市四之宮四丁目19番1号)  四之宮水再生センター 会議室</p>
<p>支払条件</p>	<p>(1) 前金払  保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により請負金額の<b>10分の4</b>以内の前金払を行います。</p> <p>(2) 部分払 無</p>
<p>その他</p>	<p>入札書郵便方式による入札参加を希望される方は、競争参加資格「有」と通知された後に、入札担当部署(総務課)へ電話でお申し出ください。事情やむを得ないものと認められる場合は、入札書郵便方式による入札について連絡します。</p> <p>その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に伴い、本件入札手続きに関しご不明な点や不都合な点がございましたら、入札担当部署(総務課)へ電話でお問い合わせください。</p>
<p>入札担当部署 (問い合わせ先)</p>	<p>公益財団法人神奈川県下水道公社 総務部総務課 担当：久保田  〒254-0014 平塚市四之宮四丁目19番1号  TEL 0463-55-7215 (総務課直通)  FAX 0463-55-7216  E-mail : <a href="mailto:kgk@kanagawa-swf.or.jp">kgk@kanagawa-swf.or.jp</a></p>

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

## 入札参加申込書

公益財団法人神奈川県下水道公社理事長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記の業務について、参加の希望を申込します。

### 記

#### 1 入札参加希望業務

件 名	

#### □連絡先

担当所属・氏名	電話	
	FAX	
	E-mail	

\*入札参加申込書は 2 部提出すること。

# 社会保険等に参加していますか？

社会保険等とは、健康保険、年金保険及び雇用保険をいいます。

## 公益財団法人神奈川県下水道公社発注工事に入札参加申し込みの皆様へ

当公社の発注工事においても、社会保険等未加入対策を徹底するため、令和2年4月1日以降に公告又は指名通知する工事から以下の措置を実施します。

### 1、入札参加条件

条件付き一般競争入札及び指名競争入札で発注する全ての工事において、入札に参加する場合は、社会保険等に参加済であることを条件とします。

### 2、社会保険等未加入業者との一次下請契約締結の禁止

下請金額にかかわらず、社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止します。

### 3、社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結した元請業者へのペナルティー

社会保険等未加入業者との一次下請契約を行った元請業者は、以下のペナルティー措置の対象となります。

- ・制裁金(当該社会保険等未加入業者との下請負金額の10%)の徴収
- ・指名停止措置及び工事成績評定の減点

問い合わせ先  
公益財団法人  
神奈川県下水道公社  
総務課  
0463-55-7215